



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

【トピック】

- 本年度の障害者差別地域相談員の委嘱状交付式・研修会について紹介します。
- 平成30年度の取り組み状況について報告します。

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1362 又は 1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

障害者差別地域相談員委嘱状交付式

平成31年4月26日に本年度の障害者差別地域相談員委嘱状交付式を開催しました。式では山梨県福祉保健部小島良一部長から相談員の代表三浦清美様（富士河口湖町）に委嘱状を交付していただきました。併せて、ご挨拶をいただきました。



【小島福祉保健部長から委嘱状交付】

小島部長の挨拶（主旨）

本年度は、障害者差別解消法の施行から4年目となります。これまでの事例に学び、障害者差別解消に向けた継続的な取り組みが必要です。

本日、障害者差別地域相談員として委嘱された46名の皆様は、障害者に一番身近な存在として、障害者の声に耳を傾け、障害者差別を解消していくための重要な役割を担っていただくこととなります。障害者の声が埋もれることのないよう、皆様の活躍に大いに期待する。

相談員の皆様が相談者、お一人お一人の心に寄り添っていただくことで、障害のある人とない人とがお互いの人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる共生社会が実現することを切に期待します。

地域相談員の配置状況

本年度県内全市町村から推薦された障害者差別地域相談員は、46名で、これまでで最も多い人数になりました。県知事からの委嘱状をそれぞれの相談員に交付しました。

地域相談員は、H28年4月の障害者差別解消法・山梨県障害者幸住条例の施行時から委嘱してきました。H28年度は38名、

H29年度は43名、H30年度は45名と年々増えてきました。スタート時に比べ、本年度は8名増になっています。

当初は2村合同での推薦もありましたが、現在は全27市町村から推薦をいただいています。複数の相談員を推薦していただいている市町村は14市町になり、相談体制としての充実が図られています。

＜市町村の相談員配置状況＞

◆複数の配置の市町村14

- ・4名以上=笛吹、中央・昭和（合同で5名） ・3名=大月、山梨
- ・2名=甲府 富士吉田 上野原 都留 南アルプス 市川三郷 富士川 早川 富士河口湖

◆46名の相談員の構成

- ・市町村職員 19名 ・相談支援センター等相談員 17名 ・社会福祉法人関係者・保護者等 10名
- （＊障害者相談員 8名）

◆経験年数 ・4年目11名 ・3年目 7名 ・2年目 9名 ・1年目19名

それぞれの地域事情により、上記のような相談体制となりました。

障害者差別の事例が潜在化しないために、それぞれの地域で、より信頼される相談体制の構築が求められています。県としても市町村担当課と協力して、地域相談員についての周知・啓発活動に取り組んでいきます。

地域相談員には、各地域において他の相談員や担当課職員との情報交換と共有、地域への啓発活動をお願いしています。市町村においても地域相談員と担当課職員との連携、他の相談員を含む相談員連絡会などの開催などの取組への理解・協力を求めていきたいと考えています。

地域相談員の名簿は、本通信に添付しています。また、ホームページでご覧いただくことができます。ネット環境のある方は、皆さんの市町村の相談員の方々をご確認ください。アクセス方法は次のとおりです。

【県HP トップ】 → 【医療・健康・福祉】 → 【相談窓口】 → 【障害者】

【障害者差別地域相談員委嘱状交付式】



第1回 障害者差別地域相談員研修会

委嘱状の交付式が終了後に、第1回の研修会を開催しました。「あなたと話してよかった！と言われる相談員になる…相談員としてのスキルアップ」と題して、長田由布紀さんから講演、指導を受けました。

講師の長田様から、相談者として求められるスキルについて、心理学の立場からのアドバイスを受けました。相談員の信頼度を高め、築くために、必要とされるミラーリング、ペーシング、バックトラッキングなどの手法について具体的な例を取り上げながらの説明が行われました。

相談場面での「傾聴」にあたる姿勢として、①聞き役に徹する②批判を控える③結論を急がない④助言を焦らない⑤マッチングするなどのポイントが示され、演習として、相談員がグループに分かれてグループワークに励みました。

コミュニケーション場面における影響度合いは、視覚が55%、聴覚が38%、言葉が7%という紹介もありました。



【講演「あなたと話してよかった！と言われる相談員になる」】

平成30年度の障害者差別解消に向けた取り組み状況

□ 相談体制

(1) 障害者差別地域相談員委嘱式 (4/23)

障害者差別地域相談員(市町村に45名)、障害者差別解消推進員(県障害福祉課に2名)

(2) 障害者差別解消地域支援ネットワーク会議 年間2回(8/3, 2/1)

□ 研修

(1) 地域相談員研修会 年間3回

(2) 公共交通バリアフリーネットワーク会議(関東運輸局山梨運輸支局主催 11/9)

□ 周知・啓発

心のバリアフリー推進事業

(1) 県政出張講座 13回 770名受講。(平成28年度から通算68回開催、受講者3,150名)

(2) 心のバリアフリー宣言事業所 718事業所(平成31年3月末現在)

(3) 市町村における広報の働きかけ 広報実施20市町村

(4) 「ネットワーク通信」通算29号

(5) ヘルプマークの周知

県障害福祉課、市町村役場等関係機関に常備。各種行事・会議等でチラシ2万枚配布。

(6) ホームページを通じた広報

・障害者差別解消の取組(障害者差別地域相談員の紹介、ネットワーク会議の開催状況)

・宣言登録事業所の状況、障害者週間の周知、手話ホームページ、

・思いやり駐車場・福祉マップの周知

(7) 心のバリアフリーハンドブック及びDVDの改訂 関係機関等への配付

□ 障害者週間の取組

(1) やまなし心のバリアフリー推進事業 ポスター・標語コンクール(7月～9月)

応募数:ポスター 13点(小・中11、一般 2) 体験作文 1点(一般)

標語 552点(小・中43、一般509) 特別賞甲府昭和高等学校455点

表彰:優秀賞4名(ポスター・標語各2名)、佳作10名(ポスター4名、標語6名)

(2) 障害者週間街頭啓発(12/3甲府駅前、イオンモール甲府昭和)

(3) 障害者の主張大会(12/5 県防災新館)

□ その他

(1) 県自立支援協議会権利擁護部会 7回(6月～2月)

(2) // 「権利擁護研修会」(12/8昭和町)

(3) // 「権利擁護フェス」 2回(1/24北巨摩合同庁舎、2/12東山梨合同庁舎)

(4) 県・市町村職員、民生・児童委員、ボランティアの研修会

障害者差別地域相談員の業務(確認)

基本的な手順

- (1) 相談事案が障害者差別に該当する事案か確認する。
- (2) 障害者差別に関する相談事案について、相談者に対し助言や情報の提供その他必要な支援を行う。
- (3) 必要に応じ相手方を交え相談事案の内容を確認する。
状況を説明し、必要な助言を行うなど、相談事案の解消に向けた関係者間の調整を図る。
- (4) 相談事案が解消されない場合、県の障害者差別解消推進員に連絡し当該事案の状況や経緯を報告する。
- (5) 障害者差別解消推進員の助言を参考に対応する。
必要に応じて障害者差別解消推進員と協働して関係者間の調整を進める等、相談事案の解消に努める。
- (6) 「相談業務の手引き」に基づいて相談業務に当たる。

平成30年度障害者差別に関する相談状況

相談件数については、後日公表し、ネットワーク通信で報告をします。

相談事案の中から、不当な差別的扱いの訴え及び合理的配慮の提供要望について事例を紹介します。

主な内容は、

□ 不当な差別的扱いの訴え

- ・賃貸住宅の契約拒否の対応
- ・タクシー運転手の言動(差別的発言・対応動作等)
- ・店長からの一方的な「店舗への出入り拒否」の対応

□ 合理的配慮の提供要望

- ・発達障害の理解不足・合理的配慮提供不足の訴え
- ・甲府駅南口ロータリーでのバス乗降についての要望
- ・公共施設の多目的トイレのドアの改修の要望
- ・研修会への手話通訳者の配置について

編集雑記 新年度に入って、山梨県福祉保健部の新採用・新任職員等の研修会で障害者差別解消法・職員対応要領・障害者とのコミュニケーション(ミニ手話講座)について話をさせていただきました。また、富士北麓圏域障害者自立支援協議会全大会の研修会で法・及び条例が施行され4年目を迎えている現在の状況、地域での取り組みについて話をさせていただきました。推進員として、法・条例の理念が具体的に生かされ、地域の具体的な取組になって実効性が高められていくことの必要性を感じています。本年度もご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

編集：久保 和也(県障害者差別解消推進員)